



Title	中央卸賣市場制度の中都市的修正に伴ふ諸問題
Author(s)	池田, 善長
Description	研究
Citation	北海道帝國大學法經會法經會論叢, 6, 37-62
Issue Date	1938-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10651
Type	departmental bulletin paper
File Information	6_p37-62.pdf



中央卸賣市場制度の中都市的修正に伴ふ諸問題

池 田 善 長

目 次

- 一、はしがき
- 二、從來の市場關係の大要
- 三、中都市的修正に伴ふ各關係者の立場
 - (一) 開設者の制限について
 - (二) 類似市場の取締について
 - (三) 卸賣人の員數について
 - (四) 仲買人の員數について
 - (五) 卸賣人の營業方法について
 - (六) 買出人の競賣参加について
 - (七) 生産者の立場について
 - (八) 技術的施設について
- 四、むす び

一、はしがき

最近、札幌市に於ては中央卸賣市場法に據る中央卸賣市場 *Zentralmarkthalle, Central wholesale market for*

中央卸賣市場制度の中都市的修正に伴ふ諸問題

perishable foodstuffs の建設を意圖し、市を中心とする生鮮食料品の配給並に取引の改善を行ひ、價格の公正化を通じて生産者・消費者の利益を擁護すると共に此種の日常必需品としての腐敗性食料品配給の圓滑化を通じて技術的改善に資せんと努力して居る。勿論之が實現は未だ確定の域に達しては居らぬが其計畫の大様を樹立し數次の委員會に於て討議を行ひつゝある點よりみて早晚之が建設の運びに至るものと推考し得る。本稿は斯かる事實に着目して主として次の二問題に對する答解を得んがための試論である。即ち

一、札幌市の如き中都市に於て中央卸賣市場制度の存立の可能性ありや

二、若し存立し得るとせば其利用度の程度換言すれば生産・配給・消費等の各關係者の立場は如何になるか

×

×

×

×

元來、中央卸賣市場制度は後述の如く大都市に於ける生鮮食料品配給の改善に資するため開設せられたるものであり、従つて從來も高知市中央卸賣市場の如き必ずしも大都市と稱し得ぬ都市に存するものも一、二あるが、其多くは所謂六大都市に之が建設をみたものである。斯くみるととき中央卸賣市場制度は能く大都市に存立の基礎を有するもので、札幌市の如き全國的には中都市に果たして開設を行つて財政的に維持を全ふし得るや否や又之が開設により其利用上所期の成果を収め得るや否やは大なる疑問と言はざるを得ぬ。

此處に中央卸賣市場制度の中都市に於ける存立の可能性とは次の二つの意味を持つ。一は經營主體たる市が財政的に之が設立・維持・經營を繼續し得るや否やの問題であり、他は之が設立せられる事によつて一般が配給上何等かの利益を享受し得るや否やの問題である。即ち前者は存立の可能性を積極的に規定するファクターであり、後者は存立の可能性を消極的に規定づける因子である。開設者たる札幌市に於て之が新設のため財政上の難點ありとせば之が實現は不可能であり、假令開設を無理に行つても將來の全き發展を望み得ない。少く共之が經營が札幌市の一財政的要素をなす限り此事は市公生活の安定を亂すものと言はねばなるまい。又財政的に之が開設

に難なしとするも開設によつて有利に利用し得ざる場合は中央卸賣市場存在の意義を失ふものである。即ち在來の卸賣市場を新たに統合し中央卸賣市場とする如き手数をかける理由を失ふに至る。

如斯、第一に財政上の基礎、第二に利用上の効果の二方面に於て満足する結果が生ずる豫測が可能となつてはじめて中央卸賣市場存立の可能性を斷じ得るものである。従つて以下此等二點に關する考へを述べねばならないが、前者即ち財政的に成立し得るや否やの問題は筆者の考への未だ到らざると市當局の計畫案が未だ充分に完成せざるために之が批判の餘地なきの事情にあるため此處に觸れぬ事とする。尙ほ計畫案の内容に就ては未だ公開し能はざる事情にある事も此檢討を困難ならしむる大きな原因である。従つて本稿では財政的に成立可能といふ前提の下に、之が成立せる結果果して各關係者が之を有利に利用し得るや否やを問題とする。

即ち、若し札幌市の如き中都市に其存立の可能性ありとせば、生産者・配給業者並に消費者等の各關係者は従前の配給組織に於ける場合と如何なる相違を従つて利益ある立場若くは不利益な立場となるか。特に生産者に對しては、従來の配給組織に於ては生産者の行商等の方法によつて比較的無難に消化し得た小農業者の供給する少量生産物の處置或は旅荷の地場物驅逐の問題等を此場合如何に處理するや等の問題に就て考へて見度い。

如上中都市中央卸賣市場として重要な之等二つの問題の考慮なしに之が實施さるゝとせば其成行頗る憂慮に値するものと言ふべきである。斯くて姑く之が考究に従ふであらう。

尙、論述にあたつて用ゐた事實並に資料は多く札幌市に關するものであるが、當局に於ては未だ充分なる具體的計畫案が完成せず所謂計畫期にあるため、一方資料の公表を嚴秘に附して居る關係上充分に之を求むるを得なかつた。従つて各方面より之に關係ある事項の調査統計書及び關係者の言等より推考するの外ない事情にあつた事を附記する。斯かる事情の下にあつて執筆せる本稿は特に東京市中央卸賣市場長、札幌市經濟課長、道廳商工課長、八木・鈴木兩關係官及び岸本市場協理事等の助言による處大なるものがある。此處に改めて謝意を表し度い。

二、從來の市場關係の概要

大正十二年中央卸賣市場法が公布せられて以來全國に於ける本制度施行の區域指定都市は三十七都市に及び、又主務省商工省の指定方針たる人口八萬以上の該當都市にして指定なき都市は僅かに九都市に過ぎぬ狀況にある。今全國に於ける中央卸賣市場の設立並に計畫の概況を表示すれば次の如くである。

§1. 中央卸賣市場設立概況

種別	既設	指定都市				名	數
		他	其	中盤計	化體具		
都	東京、大阪、京都、神戸、横濱、鹿兒島、高知					市	七
市	八幡、静岡、佐世保、岐阜					市	四
市	廣島、福岡、函館、仙臺、吳、札幌、岡山、豊橋、堺、門司、徳島、宇都宮					市	一二
市	名古屋、長崎、熊本、金澤、横須賀、小樽、新潟、濱松、前橋、旭川、久留米、松山、					市	一四
市	和歌山、川崎、下關、大牟田、小倉、青森、甲府、高松、西宮					市	九

(註) 東京市政調査會編「日本都市年鑑」参照

(1) 都市名右肩ノ數字ハ全國都市ノ人口ニヨル順位
 (2) 44位、西宮市迄ガ人口八萬以上ノ商工省指定該當都市

先づ本稿の前述主題に入るに先立ち、中都市に於ける在來の市場關係特に札幌市に於ては之が如何にあつたかに就て記述し行論の資とする。

り其事務は警察部衛生課の主管となつた。斯く從來之が取締は主として衛生公安の見地に於てなされたのであるが市場機能の産業的社會經濟的重要性の増加と共に斯かる衛生公安の見地のみよりする消極的取締では都市生鮮食料品配給機關として充分なる機能の發揮が期待し得られない。此處に於て大正十一年十月之を産業部商工課に移管し、同十二年八月改正市場規則を發布し、後昭和三年十一月之が改正を行ひ、更に市場機能の重要化に順應すべく昭和八年十一月市場規則を卸賣市場規則と改稱之を公布し今日に至つて居る。従つて札幌市に於ける之等卸賣市場はすべて此一般規則に準じて成立して居ると見る可きである。此廳令卸賣市場規則は次に述ぶる如く其建前・趣旨に於て殆んど中央卸賣市場法と異なる處なく、全國的にみても相當進歩せるものと見て差支なからう。即ち今日多くの卸賣市場に於て行はれる取引方法は極めて情實な而かも陰性的な相對取引であり「耳やり」「袖引き」等の舊習に依るものが多いに對し之は價格の公開を伴ふ糶賣を本體として而かも呼値を金額に規定せる點等は此一半を窺ふに充分であらう。

市場内營業者の種類は、生産者或は地方問屋よりの委託荷物を自己の名義を以て販賣する所謂問屋及び之を買入れる市内小賣業者の二種類が存在する。即ち仲買人の存在せぬは他市場殊に既設中央卸賣市場と大いに其趣を異にする點である。即ち小賣商は仲買人の得べき仲買口錢丈け安價に仕入れ、従つて消費者も夫れ丈け安價に消費を行つて居ると考へて差支へない。換言すれば札幌市民に供給せられる生鮮食料品は仲買人なる中間商の介在なきため其收受すべき口錢丈け省かれて居ると言ひ得る。取引發達の順序から之をみれば、取引數量及び配給の範圍の小なる札幌市の如き中都市に於ては此中間商の介在發生を必要としなかつたと見るべきであらう。

又仲買の一種にして甲市場にて仕入れたる商品を乙市場にて販賣する事を業とする市場相互の聯絡機關たる技師の如き商人も存在せず、營業者の團體としては小賣業者の組合たる仲買組合（仲買人の組合にあらず）のみ存し問屋の團體はない。又市場本來の構成員ではないが附屬營業者として荷主又は買出人の委託をうけ其荷車等を

一定の保管料をとつて保管する茶屋の如きものもない。尙ほ中都市市場としては特に重要な制度であるが、一定の使用料を納付する事によつて近郊生産者の市場内における立賣を許可されて居る點を注目すべきである。

出荷される商品の荷主は多く個人であるが、青果は團體出荷も多く存する。買入人は主として市内及び近在地の小賣業者及び大量消費者たる旅館・料理店である。

次に荷主對問屋の取引狀況であるが、形式は成行委託を一般とし指値によるものは殆んどない。仕切は現金翌日拂であるの外特殊慣行と認むべきものはない。問屋對買入人の取引狀況は主として公開的な驪により、特殊商品にあつては相對取引であり現金一ヶ月決済である。

金融關係としては問屋荷主間には稀であるが、問屋買入人間には保證金の倍額迄の融通を行つて居る。

問屋手數料は原則として販賣總額の一割以内とされ、現在は大體に於て鮮魚一割、鹽干物五分、青果一割、鳥肉、卵一割となつて居る。

次に市場取扱品目別による現在卸賣業者の販賣高を參考迄に表示すれば次の如くである。

§3. 現在卸賣業者の販賣高 (自昭和五―至七年三年平均)

蔬 菜	金 額	數 量	市場 關係	市場 外問屋	計		應 當 單 價	人 口 一 人 當
					金 額	數 量		
鮮 魚	一、六〇〇、〇〇〇	五、一五五、〇〇〇	五、五九六	七、四〇六、〇〇〇	一、七二二、四〇〇	九、一八七	一八二	五、五七〇
鹽 乾 魚	一、六〇〇、〇〇〇	五、一五五、〇〇〇	五、五九六	一、四八八、〇〇〇	一、六四八、七六七	五、四七八	三〇	三、三一一
蔬 菜	三、三三三、七九二	五、四一三、五	四、九三三	四、〇〇六、〇〇〇	六、〇〇七、七九七	一、四九六	五六	六、三〇〇

一、中央卸賣市場法は元來大都市を對象として立案せられたもの故、之を適當に中都市に適合する様一部の修正を行ふか、或は

二、札幌市に於ける如き中都市に即した地方卸賣市場規則を統一し之を充分に運用し得る如く検討するかの二點に歸するが、本稿では中央卸賣市場法に準據して市場を設立するものとして前述せる本稿主題の問題を以下順次検討する。

三、中都市的修正に伴ふ各關係者の立場

抑々中央卸賣市場に依つて生鮮食品配給の組織編成を合理化せんとするの意圖は、吾國に於ては遠く明治四十四年舊日本橋魚市場組合が組合決議として東京市に請願せる事實に發する。即ち當時の舊日本橋魚市場は其設備に於て極めて不完全であり又市場内營業者も亂立競争の狀況にあつて相互に不利益なるのみならず生産者消費者にも其餘波を及ぼしつゝあつた。かくて業者側より市場建設計畫の樹立及び更に進んで適當なる之が取縮法を作製されたい旨請願するに至つたのである。かくて政府も消費生活上生鮮食品配給の重要性に着眼し生産調査會に諮問を發し其答申を受けた。其後大正十一年の物價高騰期には社會事業調査會より中央卸賣市場建設の建議をなすに至り、一方六大都市の青物市場聯合會等の業者よりも夫々建言を行つて居る。斯様に配給業者よりの請願に發し其後社會各方面の要望となるに及んで大正十二年中央卸賣市場法の發布となつたものである³⁾。従つて本法の内容は其沿革を通して考へれば、生産者側の利益も業者側の主張も或は消費者側の福利も共に反映されて居ると一應考へられる。然るに現實に之が設立を各都市に於て計畫さるゝ場合、多くの關係者よりの反對のため極めて實現困難な狀況にある。

一般に中央卸賣市場の建設に際して反對があり得るとすれば夫れは、(一)其卸賣人收容に就て在來の間屋が從來

3) 東京市：一中央卸賣市場一斑 參照

の間屋手数料以上に確實なる収入の確保を得ざる場合、(二)市場開設者が市場権の剝奪に對して在來の業者に相當額の補償を與へざる場合、(三)青果或は魚類の生産者が市場の確立のため却つて其供給に於て從來よりも不利になる場合、(四)從來の間屋(仲買商も稀に)が自ら供給者に對して金融(而かも高利な)をして居た場合市場の確立現金取引により其金融の必要を失つた結果從來の利益を失ふことを恐れる場合等市場關係者の各々の立場に従つて夫々異つて居る。以上は中央卸賣市場建設に對して起り得べき一般的な反對論の根據である。少く共本法發布以來既に十數年を経過する今日、指定都市三十七都府市中既設僅かに七都市に過ぎざるは此一半を物語るものと謂ふを得よう。今之が一例をとれば名古屋市の中央卸賣市場問題がある。即ち名古屋市の於ては本法發布の翌年建設費四百萬圓の中央卸賣市場建設の件が市會を通過し直ちに實行に着手するかの如き模様であつたが、之が實施に關して異論を生じ一頓挫を來たした。其後此問題を片付け、昭和二年には中央卸賣市場準備調査委員會によつて(一)設備に關する特別委員會及び(二)業務規程に關する特別委員會の二特別委員會が設置せられた。然るに後者の委員會に反對意見の出るに及んで再び此問題は暗礁のり上げた。其後商工省より強硬に市の決意を促すに至つたため市は昭和十年改めて市會に追加豫算案の上程を行つたが遂に否決の憂目をみるに至り、終に其實現不可能となつた⁴⁾。如上の事實は沿革的には各關係者の利益乃至意志を一應反映して作られたと考へられる本法も、實際に應用される場合には各關係者の利害が必ずしも調和せぬ事をあらはす一例に過ぎぬ。

従つて之が建設にあつては具體的事實の各場合に就て一應各關係者の立場を考慮するの必要を生ずる。此處に各關係者とは配給業者及び配給過程に於て其兩端をなす生産者並に消費者である。元來中央卸賣市場は卸賣商仲買人・小賣商といふ如き配給業者と其兩端をなす生産者・消費者といふが如き各々其利害を異にする者が集つて出來て居るものであるから同一問題に就ても甲者と乙者とは全く其立場を異にする。従つて以下之等各關係者の各々に就て中央卸賣市場制度の機構乃至建前を通して此問題を考へて見よう。

4) 東京市政調査會：一日本都市年鑑(昭和十一年版)市場篇 參照

一、中央卸賣市場法によれば開設者は公共團體又は公益法人に限られ、私人又は營利法人は之を開設し得ない。(第一條)之に對し從來の卸賣市場に於ける市場開設者に就ては特に法定の制限なく、一般の人が監督官廳の許可を得て自由に市場を開いて營業を行つて居る。中央卸賣市場法は生鮮食料品が日常必需生活用品なる性質上之をかゝる自由無統制なる配給機關に委しおく事の遺憾に着眼し即ち之が事業の公益的性質から開設者を如上公共團體又は公益法人に限定したのである。

此開設者の制限に就て配給業者の立場は次の如くである。即ち、從來の既存市場を中央卸賣市場に統合するためには後述の如く開設既存市場の閉鎖を前提としなければならぬのであるが、此場合問題となるのは從來の市場構成者としての或は市場開設者として配給業者特に市場會社の如き營利法人の存在である。中央卸賣市場の出現によつて之等は從來の地位を別箇の開設者即ち公共團體或は公益法人に譲らねばならぬ。此事は市場經營より生ずる利潤を捨て單なる手數料を得るに止る商人に後退する事を意味する。此場合市場權利奪による損害の補償さるべき規定の存するは勿論である。が多くの場合要求する相當程度の補償が行はれないか或は兩者の調和點を見出すに困難な模様である。此處に彼等にとつての問題が存在する。即ち市場開設者の制限を撤去し開設者として營利法人をも承認すべしとする議論の生ずる根據である。即ち利益配當を適當に制限する事によつて營利法人をも開設者として認め得る道を講じ彼等の地位を確保せんとするのである。利益配當の制限をどの程度に於て行ふか及び其形式・成否等は不明であるが、とも角市場業者としては開設者の制限は大きな問題であり得よう。

次に之を生産者及び消費者の側より考ふるに問題は極めて簡單である。即ち生産者にしろ消費者にしろ最も信頼性のある公共團體又は公益法人による開設は當然排他的な營利法人によるものより安全且有利である。従つて此點に就ては彼等にとつて大なる問題はない。むしろ從來の營利法人の場合より數等利益ある立場に立つ事にならう。

斯くて此兩者の見解を如何に處理すべきか。利益配當を制限せる營利法人をも開設者たらしめんとするの説は一應尤もな説ではあるが、利益配當を制限して果たして營利法人が存立するや否や甚だ疑問とせざるを得ぬ。又此種事業の性質上一は公益的であり他は社會政策的であるの二點より推し今日法律の定むる如き開設者が最も安當であらう。従つて従前の配給業者より營利法人たる者にも開設者たる資格を與へよとする議論は、結局彼等の既得權たる市場權の侵害に對する補償が充分に行はれない事に起因するのであるから此點の考慮を充分に行へば面倒な問題は起るまい。特に中都市にあつては既設市場の數も或は規模も左程大なるものがないから此點の考慮を充分に行へば解決のつく問題と考へられる。

尙之に就て歐米の事例を求めれば從來は土地會社・鐵道會社・市場會社の如き營利法人が開設者であつたが、最近では公設主義の傾向にある模様である事は注目に値しよう。

二、中央卸賣市場には一定の區域が定められ其區域内には他の類似市場の設置を原則として許可しない。(第六條第七條)即ち指定區域内の既存市場は總て一市場に統制され所謂中央卸賣市場が出来るのであるから若し同一區域内に類似市場が存する事は此統制を紊すものである。従つて中央卸賣市場關係營業者は此取締に就て最大の關心を有するは當然である。獨り關係者のみならず中央卸賣市場の任務を完からしむる上に於て此規定は當然であらう。従つて各關係者共此點に就ては問題があり得ない。

三、中央卸賣市場を新たに開設する場合市場内營業者として收容される卸賣人は、現在の卸賣市場に於ける問屋に優先權を與へて之を收容する。元來一市場には多數の卸賣商を必要としない。従つて如何なる人にも無制限に之を許可收容するに於ては從來の業者の既得權が侵害される結果となる。即ち自由に希望者を收容する事は形式上極めて單簡ではあるが、一市場には多數の賣手即ち生産者と多數の買手即ち仲買人及び小賣商との中間的地位にある單純なる委託仲買人たる卸賣人は無制限に必要としない故、現在存する多數の間屋を中央卸賣市場に收容

するには適當に之等多數の者を選出して收容する方法或は多數の間屋が會社を組織して即ち團體として個々の間屋をすべて收容するかの方法がある。後者は更に其團體を一つにするか二つ以上にするかの所謂單複問題がある。此問題を先づ卸賣人たらんとする現在の間屋以外の一般生産者又は消費者の立場に於て考察しよう。少く共現在の間屋は法律上中央卸賣市場の卸賣人たる優先的地位を有するのであるが、之等すべてが獨立を維持して卸賣人たる事は事實上許されない。従つて之等は團體を作つて收容されるのである。若し此團體が市場に單一である場合の一般的な利益は、(一)市場取引の統制統一が容易なる事、(二)経費の低減従つて手数料を低下し得る事、(三)荷主に對する仕切が確實となり送金の迅速となる事、(四)業務上監督が容易となる事等を挙げ得る。即ち生産者・消費者にとり利益である。然るに此利益は惟ふに單數收容制の場合にのみ考へ得る事であらうか。之は單數會社制の場合のみならず二、三の會社が收容された場合の所謂少數複數制の場合にも此程度の利益はあり得る。従つて單に如上の利益あるの故を以て複數制に對して單數制の利益を早計に主張する事は出來ぬ。

此事は複數制の一般的弊害として單數制の利益の逆を擧げる事に依つて一應理解出來よう。即ち複數制の弊害としては(一)市場取引の無統制、(二)會社相互の競争、(三)業務上の監督の不充分なる事等が一般に信ぜられて居る。之を以て直ちに複數制の弊害を斷ずるは早計である。即ち少數の複數制例へば二、三の會社の場合は之等の弊害は全く問題となり得ないであらう。又觀點を代えて複數制の利益と考へられるものを挙げれば、第一に自由競争の結果生産者並に消費者に多大の利益を及ぼし得る事である。此利益の故を以て直ちに單數制を排し複數制の利を斷ずる事は出來ぬ。複數制其物の検討を必要とする。即ち多數の複數制の場合には此考へは或程度迄正しい。併し少數複數制例へば二、三の會社の場合は之等の間に協定を行ふ事に依つて獨占的型態をとるに至り、むしろ單數制に劣らぬ弊害となり得る。此事は今日の企業聯合乃至合同の趨勢より推測に難くない。又之に對し單數制の弊害としては獨占の結果生産者・消費者に不當の損害を與へるといふ事である。併し之も前述の如く單數制にの

み限られて考へられる弊害ではなく少數の複數制に於ても同様の協定による獨占といふ形態をとり得る事は前述の如くである。

以上縷述する如く單數制及び複數制の利害得失は必ずしも夫れ獨自のものではなくむしろ複數制そのものゝ内容の検討即ち如何なる數の複數であるか此問題の鍵である。斯く問題を考へ來ると所謂單複問題は生産者消費者其他卸賣人以外の關係者にとつては左程重大な問題ではあり得ない。若し之が問題であるならば夫れは單複に非ずして複數制の中の少數か多數かの問題である。少數複數制は前述の如く單數制と殆んど利害は同様であるが多數複數制となれば問題は異つて來る。多數複數制の場合に於てはじめて前述の單數制の利益が顯著となり複數制の弊害が發揮されるのである。然るに元來卸賣人の機能は單純なる委託販賣人であるから多數たるを要しない。従つて問題は次の如く更に要約される。卸賣人は單數たると數人即ち少數複數たるとは多少の得失はあらうが本質的な問題ではなく、むしろ卸賣人の質の良否如何が問題の要點である。即ち委託販賣人としての卸賣人は生産者よりの委託により賣買取引の仲介をなし一定の手數料を收受する事を業とするのであるから獨占による弊害及び自由競争による利益等は殆んど問題とならずむしろ資力信用のある者をして之にあらしめればよいのである。

以上は卸賣人收容上の所謂單複問題を一般的見地に於て考へたのであるが、之を卸賣人たらんとする現在の多數の市場問屋の側よりみる時は問題が斯く簡單にはゆかぬ。即ち現在の問屋が卸賣人として入場するや否やの問題は彼等にとつては生活權の問題であるからである。收容される形としては先づ第一に各個の問屋が夫々獨立の形に於て入場する事が考へられるが之は實際問題として論ずるに足りない。従つて此問題は前述の如く收容される團體を單にするか複にするかの問題となる。此場合單數制とは在來の市場問屋全體を一會社に結成せしめ之を收容する事であり、複數制とは會社を二つ或は三つに對立せしめて入場せしむる場合である。既に述べた如く生産者・消費者にとつては此場合單複何れでも其利害は大同小異であるが當業者にとつては營業上大問題であらう。併し之を大局より思ふに、單數の場合は相互が競争的地位に立つものがないため比較的其經營乃至地位が安全で

あるが、複數制の場合は相互に或程度の競争が行はれ優勝劣敗を結果しよう。勿論之は時期の問題ではあらうが業者としては多少營業上不安定たるを免れぬ。依つて單複如何なる型態を以て問屋を結成し卸賣人たらんとすべきかは當業者にとつて明白であらう。

従つて此問題は在來の問屋間に於ける慣習並に市場關係の實狀如何により適宜一乃至二、三の會社を組織すればよいのであつて、從來各市に於てみられる單複問題の紛争は開設者に於て單數制を規定せるために起るものである。即ち其紛争の根源は問屋相互が合併して一市場會社を結成するには當事者間に餘りに利害關係が複雑に過ぎるがためである故、此單複制採用の問題は本法の制定理由に於て何れをとるも大同小異である以上、當局者は當事者の見解に委せても何等差支なきものである。即ち前述の如く本法制定の趣旨よりみて單複制何れを採用しても其結果に於て大同小異である故むしろ此問題は當事者間の從來の關係によつて全問屋を一會社に結成し難きものは二、三の會社に分立し複數制をとればよいのであり、全體を一市場會社に團結し得れば單數制となし得る迄の事である。

(四) 仲買人に關しても卸賣人と同様其收容に就ては在來の夫れに優先資格を認めて居る。中央卸賣市場法によれば現在の問屋は卸賣會社を組織する事によつて各構成員は其株主となり同時に仲買人となり得るのである。即ち多數の在來の問屋は問屋營業を會社として結合單化し、個人としては仲買營業を行ひ得るのである。現在の問屋は市場多年の慣習上仲買を兼業して居るのが一般である。然るに此問屋兼仲買業といふ如き同一人が問屋仲買の兩行爲を兼ねる事は多くの弊害を生み取引の不正を招來する。此處に中央卸賣市場は此同一人による兼業を分離し取引の公正を圖らんとするのである。

尤も此仲買人は中小都市又は小量荷物の取扱市場に於ては或は不必要であるが大都市市場に於ては絶對的に必要なものである。即ち中央卸賣市場は其都市全消費量の總計が集散取引せられるのであるから其量額は巨大である。然るに一方究極の之が消費單位量は極めて小量である故其直接配給機關たる小賣商の購買量も亦小量であ

る。一方小賣商の數は極めて多數である。かくて多數の小賣商に對して直接に大量の集荷物を少量に分割し、限られたる時間内に敏速に取引する事は事實上不可能である。此處に市場に集荷せられたる大量荷物を散荷するにあつて比較的大量を買取り之を更に多數の小賣商に少量宛引渡す配給機關即ち仲買商が発生するのである。即ち仲買業なる中間配給業は大都市に於ける市場組織の必要上發生せるもので之が排除により配給費の節減從つて生産者・消費者の利益を確保せんとするの不可能なる所以である。

如斯、仲買業者の必要なる以上其收容數を如何に定むべきやが次の問題である。之は仲買業の本質を知る事によつて自ら決定し得る問題である。仲買業は自己の計算により卸賣商を通して生産者たる荷主より荷物を買取り之を小賣商を對象として賣買取引を行ふ差益商人である。従つて仲買業は生産者に對しては買手であり、小賣商に對しては賣手である。先づ前者の關係を見るに多數の賣手たる生産者に對し仲買人が少數である場合は所謂買占めによる獨占現象を呈し、後者の場合は多數の買手たる小賣商に對し仲買人が少數である場合は所謂賣惜しみによる獨占現象を呈するに至るであらう。従つて此仲買は中央卸賣市場法の建前からみて當然賣手としても買手としても多數なるを必要とするのである。此多數の賣買兩當業者が集合し自由競争に依つて需給關係の平衡を得る機構が公正なる中央卸賣市場の任務である。此點更に法律は仲買人以外の小賣商其他に對しても直接に卸賣に參加し仲買人の牽制を行はしめ得る事になつて居る。

以上要するに卸賣人の員數は其本來の職能上問題ではないが、仲買人の員數は仲買人以外の關係者より見たる場合は其多數なるを可とするのである。然るに之を仲買人自身より見る場合は彼等にとつて死活の問題である。先づ第一に仲買人の優先資格であるが、現在の仲買人以外の者例へば問屋の如きにも之を許可するか更に新らしく仲買業を營まんとする者にも許可し仲買人の數を増加するかといふ如き問題は仲買人として重大な問題であらう。仲買人としては之に對し可成的少數制を以て利とするは當然である。尙前述の仲買人以外の者即ち賣出人の卸

賣參加の問題であるが、之も仲買營業上極めて重要問題として反對的態度をとるに至るであらう。然るに之等の仲買人に對する制約は程度問題、即ち一般的な問題に非ずして仲買人の或一部に對する問題であり而かも市場法立法の理由が社會政策的乃至市場合理化といふ點にあるといふ點よりみて、此程度の制約により蒙る損害は卸賣人の市場權剝奪に對する補償と同様に之によつて損害を受くる者に對して補償を與へればよいのである。唯此點の規定を市場法に欠如せるは法の不備である。

(五)卸賣人の市場取引の方法は無統制を防ぐため中央卸賣市場法によつて比較的嚴格に規定して居る。即ち前述の如く市場關係者の員數其他が合理的に決定されたとしても營業方法に於て無秩序の場合は其効果を期待し得られぬ。

先づ第一に卸賣人の營業方法は原則として委託販賣に依る事従つて賣買行爲をなすものではない。唯特殊な事情例へば新地方と新に取引を開始するといふ如く委託に依つては充分に供給を仰ぎ得ぬ如き場合は特に買付を許可する事になつて居る。とも角如斯、委託を原則とする事は生産者並に消費者にとり有利である。即ち若し之に買付を許可すれば卸賣人の所謂アダム・スミスの自利心を誘ひ、自己の買付商品の有利なる取引のみ専念し委託商品を省みざるに至るのみならず或場合は獨占的行爲を行ひ得る餘地を與へるからである。

次に卸賣人の販賣方法は糶賣による事を原則として居る。(第十四條)今日多くの市場は相對賣即ち問屋仲買間の相對値段で取引されるので生産者にも小賣商にも其間に決められた價格を知ることが得ない。其のために公正な取引が行はれ難く生産者としての荷主及び消費者は著しい不利益を受けて居る。中央卸賣市場には例外は別としても原則上此弊害を防止するため取引價格の公開を伴ふ糶賣を行ふ事に規定して居る。又之は多數の買手の自由競争によつて價格の決定を見るものであるから其間に卸賣人の獨占は許されない。如斯、取引方法に於て糶賣を原則とする事は一般に公正なる取引を行ふ上に於て極めて必要なもので、卸賣人と雖も從來の如き價格の不公開

6) 外國にて委託販賣を禁止して居る處は巴里市のみなり。

を奇として屢々行はれた不公正な手段による取引が防止されたといふ事によつて痛痒を訴ふべき理由はあり得ぬ。次に卸賣人の荷主より受理する手数料の一定である。次表に示す如く全国の例をみるも全く亂脈の甚だしきものがあり殊に島根縣の如きは八分から二割四分といふ不統一ぶりである。此事は出荷者に於て安心して市場へ出荷し得ない原因の一つで大いに考慮を要しよう。

§4. 全國に於ける手数料及び歩戻の概況%

府縣	手 數 料				步 戻	
	鮮 魚	鳥獸肉卵	青 果	鹽 干	仲 買	荷 主
京 都	1.00	1.00	1.00	0.7 -1.00	0.2 -0.3	
大 阪	0.5 -1.00					
神 奈 川	0.3 -1.00	0.5 -1.00	0.8 -1.00	0.6 -1.00		0.45 0.35
靜 岡	0.7 -1.00					
愛 知	1.30	0.2 -0.3	1.60	1.80	0.1 -0.2	
滋 賀	0.7 -1.20		0.7 -1.00	0.5 -0.8	0.5 -0.15	
奈 良			1.00		0.2 -0.5	協定アルモ ノニ限り 0.1 -0.2
兵 庫	0.7					0.1 -0.4
廣 島	0.5 -1.50	0.4 -1.00	0.5 -1.50	0.5 -1.50	0.02 -0.84	
鳥 取	0.6 -0.95		0.6 -1.00	0.3 -0.7	0.1 -0.3	
山 口	1.00-1.25	1.00-1.25	1.00-1.25	0.8 -1.25	0.2 -0.5	
山 形	0.25-1.20	0.2 -1.00			0.1 -0.2	
千 葉	1.00	1.00	1.00	1.00	0.2 -0.4	
埼 玉	0.3 -1.00	0.05-1.00	0.5 -1.00	0.5 -1.00	0.1 -0.3	
群 馬	0.5 -1.00	0.5 -0.7	0.5 -0.8	0.5 -1.00	0.1 -0.5	0.1
富 山	0.35-1.00	0.6 -1.00	1.6 -1.00	0.6 -1.00	0.055-0.47	0.03-0.3
山 梨	0.8 -1.2	0.2 -1.00	0.8	0.2 -0.3	0.1 -0.2	
島 根	0.8 -2.40				0.05 -0.5	
福 井	ナ シ					
新 潟	0.4 -1.80			0.5 -1.00	0.1 -1.00	
宮 城	1.20	1.00	1.00	0.5		
山 形	0.5 -1.40			0.5 -1.20	0.25 -0.75	0.05-0.2
青 森	0.8		0.8 -1.00	0.6 -0.7	0.1 -0.3	0.1-0.3
高 知	0.75-1.00				0.1 -0.25	
愛 媛	0.8 -1.20				0.05 -0.3	0.02-0.1
和 歌 山	0.45-1.40				0.2 -0.55	0.1-0.4
香 川	1.00-1.30			1.00	0.2 -0.5	
大 分	0.8 -1.20		1.00	1.00	0.2	
宮 崎	0.8 -1.00		0.5 -1.00	0.5 -0.8	0.1 -0.4	
熊 本	0.5 -1.00		0.8 -1.00	0.5 -0.8	0.05 -0.25	0.1 -0.3
鹿 兒 島	0.8 -1.00		0.5 -1.00		0.1	0.1 -0.2
佐 賀	0.6 -1.00	0.6 -1.00	0.7 -1.00	0.7 -1.00	0.2 -0.4	

(註) 北海道卸賣市場協會 會報第廿四號所載 岸本爲治郎氏稿
「全國の手數料不統一と地方卸賣市場法の必要」より作表

かくて中央卸賣市場は手数料の一定を規定して居る。勿論生産者より直接に消費者に、といふ配給組織に於ては之が省略も出来得ようが、今日之は理想論である以上むしろ中間業者としての卸賣人の手数料の不當收受を防止する方法をとらねばならぬ。

最後に支拂方法であるが之は必ず翌日迄に正確に仕切を送らねばならぬ。支拂の確實なる事迅速なる事は如何なる取引に於ても配給上圓滑を期する上に重要な要件である。

以上要之、卸賣人の營業は(一)委託販賣(二)糶賣(三)手数料の一定(四)支拂の迅速確實を原則として居る。斯かる卸賣人の性質上よりして一市場に多數の業者を必要としない事及び其處に競争の餘地の存せぬ事を理解し得よう。此問題は市場の堅實なる發展、合理的な發達を完うせんがためには關係者すべて異論なかるべしと考へる。

五、買出人の卸賣に於ける競賣參加を認めた事は既に述べた通りである。市場取引の正常的體系は荷主より卸賣人を通して仲買人が買ひ、之を買出人たる小賣商が買取るのであるが前述の如く大なる小賣商乃至大量消費者は仲買人を通さず糶賣に直接參加し得るのである。

之は卸賣人と仲買人のみによる競賣に特定の買出人を參加せしめて仲買人に一種の索制を與へるものと考へられる。即ち仲買人同志の談合によつて價格の低下を策し之を不當な高値に賣却する等生産者並に買出人に不利益を及ぼす場合の索制として小賣商を之に參加せしめんとするものである。従つて生産者にとつては有利な規定であらう。併し買出人にとつては必ずしも利害一樣ではない。即ち糶賣に參加し得るものはよいが然らざる多くの者は斯かる者が糶賣に參加して値を上げるため仲買人よりの買入値段が高くなる。従つて此等小賣商乃至消費者は却つて不利な立場に立つ事もあらう。何れにしても此特別規定は本法制定の理由より來たもので多少の不利益をみる者も存しようが之も市場合理化といふ長い目で見た場合は容認さるべき性質のものである。

六、生産者は中央卸賣市場の開設によつて如何なる立場となるか。先づ第一に生産者の直接の相手方たる卸賣

7) 従つて卸賣人收容上の所謂單複問題は全く根據を有せぬ感情的問題であると考へられる。

人は従來の間屋の如く小資本でなく大資本を擁する會社組織であり、又其業務は嚴格なる監督の下に業務規定に準ずるものであるから荷主にとつては従前より可成り信用的である。第二に仕切代金支拂の方法も既に述ぶる如く迅速且確實である所から在來の如き問屋の不誠實不公正な結果蒙る危険は先づないと考へてよい。第三に卸賣人は荷主からの着荷を着荷順に上場し糶賣によつて價格を公正に決定し、手数料も販賣價格の一割以下に公定されて居る關係上不當な利得を卸賣人に占められる心配もない。第四に従來の市場に於ける如く問屋の數が多數でないから生産者は其相手方の選擇に勞を要しない。第五に市場の位置が交通至便の地に設置されるから運賃諸掛が減じ出荷を容易ならしめる。如斯く、生産者としては大體に於て有利な立場になり得るのであるが此處に不利益と考へられる點につき些か述べよう。

先づ第一に小生産者よりの出荷であるが之は従來の個人問屋と異り大規模會社組織の卸賣人を相手とするため小量出荷の處理が虐待される虞れがある事である。之に就ては一般に在來の出荷組合を擴大し、小量出荷を大量化し更に其他の出荷斡旋機關との統制をとる事が考へられる。第二に近郊農村地帯の出荷者の蒙る不利である。之は中央卸賣市場の性質上當然の結果であらうが在來の市場に於ける取引單位の小口が大口になつたため遠隔地よりの共同出荷即ち旅荷の利便が著しくなり之がため近在荷の不振を來たせるに由來する。此著例として大阪市中心卸賣市場の開設に伴ふ地元園藝農産物の旅荷による驅逐である。即ち最近大阪府下の園藝農産物は年産一、三〇〇萬圓平均となつて居たが、昭和七年に中央卸賣市場の開設の結果大阪近在荷は他府縣出荷の蹂躪に委されるの傾向が見えた。即ち

85. 大阪府農務課調査ニヨル昭和八・九年ノ大阪市場主要府縣青果物取扱高 (單位千圓)

府縣	昭和八年	昭和九年	増加率	府縣	昭和八年	昭和九年	増加率
岡山	千圓 二七三	千圓 五〇一	八四%	徳島	千圓 一七六	千圓 三三三	八六%
				香川	千圓 三三	千圓 九五	七六%

8) 大阪朝日新聞：一昭和十年十一月廿六日 參照

兵庫	五七	六二	七五	二五七	一六七	四三	三六	五〇	三
高知	五四〇	八〇	大 阪	一四一	二〇	四六	四一	五〇	三
			和歌山			愛 知			

註 (昭和十年十一月廿六日 大阪朝日新聞)

由來、現行中央卸賣市場法並に其諸規程の大部分は大都市市場に適合する事を前提として居る事、従つて遠距離出荷即ち旅荷の取引に其重點を置いて規定せられて居る結果近在荷の取引及び之を主體とする中小都市市場に於ては頗る其適合を缺く憾みがある。大阪市中央卸賣市場開設に伴ふ地場物の旅荷進出による不振は此市場法其物の當然の結果の一つのあらはれであらう。

斯くて生産者としての問題は次の二點に歸着する。即ち一は小口出荷を行ふ小生産者即ち零細農の問題、二は近在出荷者たる近郊農業者の問題之である。前者は階級的制約、後者は場所的制約の問題である。之等に就ては札幌市の主要青果供給市場たる藻岩蔬菜生産組合圓山卸賣市場(俗稱圓山朝市)に就て行つた私の調査を基礎に姑く考へてみる。

藻岩蔬菜生産組合卸賣市場の發生に就ては頼るべき調査を缺き従つて正確には分らぬが、當地故老の口述によれば遠く明治二十七、八年頃に始まるものゝ如くである。夫れ以前に於ては近郊農家の市内行商が生産物販賣の方法であつた。然かるに其後市内に仲買人が自然に發生し、現在の南一條西十丁目附近に生産者と落合ひ集團取引を行ふに至り此處に市場の形成をみたものである。漸次市の發展に伴ひ市場は數次西方郊村地帯に移轉を餘儀なくされ、大正十一年に現在地に移轉した。大正十二年以降は廳令の市場法に依る認可市場であり、蔬菜果實・林野副産物・花卉・農産簡易加工品及び副業の鶏卵を取扱品目とする市場である。組合員は今日七百餘名を數へ札幌市・札幌村・琴似村・藻岩村・手稻村・豊平町・白石村の所謂札幌市の都周町村居住の農會員(札幌市は農業者)たる蔬菜・果實・花卉の生産者で組織されて居る。尙、組合員は左の種別により三種別される。即ち

- 一、一等組員 荷馬車にて入場する者
- 二、二等組員 荷車・リヤカーにて入場する者
- 三、三等組員 負籠で入場する者

尙、之等の組員の外、毎年所定の市場使用料を納付する者及び市場敷地隣接の店舗を有する地方蔬菜果實販賣業者にして指定の使用料を納付する者の二者が市場の使用を許される。

組員の市場使用料及び組合費は

	年使用料	年組合費	計
一等組員	四圓八十錢	一圓二十錢	六圓〇〇錢
二等組員	三圓二十錢	八十錢	四圓〇〇錢
三等組員	一圓六十錢	四十錢	二圓〇〇錢

といふ事になつて居る。

取引方法は委託を行はず供給需要兩者の各自相對の直接取引を行ひ、符牒暗號等は之を禁止し公正取引を主眼として居る。年賣上高約二十九萬餘圓である。出荷狀況は勿論季節により異なるが大部分は組合區域内即ち近在荷の地場物であるが、時には旅荷として岩見澤方面よりの蔬菜も多量に取引の對象となつて居る模様である。

此組合員の組成を主として經濟的貧富といふ點からみれば大體次の如くである。組合に未だ充分なる調査なく又年々組合員が變更して一定する事がないので明瞭な數字は之を求め得ないが組合理事者の言を綜合してみれば次の如くである。

耕作反別は概ね狭少にて自作よりむしろ小作を多數とする。前述の組合員の種別より之をみるに一等組員は荷馬車にて入場する者にして比較的優れたる農業者であり、二等組員は荷車又はリヤカーであるから中庸の農業者とみて差丈へない。此等三者の割合を正確に知り度かつたのであるが大體に於て三等組員を最大多數に、一

等組合員が最少數であるとの事である。斯くみるとき組合は殆ど小農業者で組織せられて居るとみて差支ない。中には生産物といふよりむしろ露、わらび、竹の子の如き附近山地からの採集物を負籠に負つて市場に販賣し斯くて朝飯の代價を得るといふ如きものが相當數に存在するとの事である。斯かる小農業者乃至貧農は現存組織の卸賣市場に於てこそ其一組成分子としての地位を保ち且つ夫れに依つて自身の生活の資を得るに困難はなかつたのである。即ち生産者として個人的に出荷し個人的に相對で直接小賣商へ賣却し得た。然かるに之が中央卸賣市場制度となれば斯かる小量出荷は卸賣會社の取引對象とはなり得ず、假令對象たり得るとするも商品價値の小さな處から極めて不利の狀況に立つものと考へられる。即ち生産者として中央卸賣市場に出荷すべき商品に就ては次の如き特質を必要とするからである。

(一) 規格の統一せられて居る事、中央卸賣市場は在來の間屋營業乃至生産者の直販とは趣を異にし一卸賣會社の取扱は大量であり、賣場に於ける販賣も大量であるから見本取引を本則とする。従つて選別・容量・荷造は地方毎に完全に統一せねばならぬ。規格の統一を欠く出荷品は多くの仲買人から嫌はれるのみか不安を以て市場に立つため充分に値が出ぬ。

(二) 荷口を減じて大量となす事、短時間に大量取引が行はれるから個人出荷の如く荷口が多くて量の少いものは不向きであるのみか商品價値に於ても不充分である。

(三) 連續供給をなし得る事。

以上の如き特質を満足する出荷が中央卸賣市場の出荷商品として適當なる性質をもつものである。然かるに小農業者の出荷品は殆んど之等の商品的性質を欠如して居る。従つて中央卸賣市場に於ては極めて不利益な立場に立つものと考へねばならぬ。之に對して小生産者を保護する方法として一般に考へられて居る事は團體出荷即ち出荷組合に之等小量生産物を集めて大量として出荷すべしとなす方法である。之に對する法律的保護は全く欠如

して居る。此事は所謂中央卸賣市場法の大都市市場法たる所以である。殊に中小都市に於ては在來生産者の直販が存外に配給上重要な役割を占めて居るのであるから、此事實を認め生産者の市場内に於ける立賣を社會政策的の意味に於て認める必要があらう。⁹⁾ 共同出荷も勿論可である。然し事實上之に依つて救済される部面は制限的である。此處に中小都市にあつては之に依つて救済されざるものを對象として立賣を許可するの必要があらう。

此事は中都市に於ける他の問題としての前述近郊農業者一般の場合にも適用し得る考へであらう。

八、技術的施設に就て 中央卸賣市場の機構を通してみた各關係者の立場は大體如上區々たるものであるが、次に技術的に之が設備を如何にすべきやに就てみるに、之は各關係者殆んど其利害を一にして居ると考へて差支ない。即ち施設上考慮すべき點は(一)市場の位置(二)市場の設備である。市場は取扱商品の腐敗性の故に之が迅速に配給せらるゝ事を必要とするため交通運輸の至便なる土地に存し又需給の調節を行ひ配給を圓滑にするため貯藏設備の安全なる事及び衛生的なるを必要とする。之等の諸點に關してはすべて市場の合理的發展の上に當然に要求せられる事柄である結果、各關係者にとつて異論の生ずべき餘地はない。然かるに唯北海道に於ける都市の如き積雪地方にあつては多少市場の位置に關して冬季間の考慮を行ふ必要があらう。即ち市場へ日々出入する關係者並に其運搬機關は夏季にあつては道路の完備によつて容易に目的地へ達し得るが、冬季積雪時には相當の困難あるものと考へられる。貨車によつて搬入せらるるものにあつては鐵道の引込線を利用する事によつて此問題は解決し得ようが所謂トラック物としての中距離運輸による商品及び地場物としての近在荷は之がため頗る困難をみるものと考へねばならぬ。従つて市場位置の決定にあつては諸般の問題を考慮に入れ之を決定するの要があらう。

四、む す び

以上要之、中都市に於ける中央卸賣市場の開設にあつては、本來本法が大都市市場を眼目として成立して居

9) 直販は京都市中央卸賣市場で郊外農家一人一日トラック一臺を限つて認めて居る例あり。

る關係上先づ

(一) 財政的に存立の可能性ありや否や

(二) 設立によつて利用度が如何なる程度にありやを豫め検討するを要すとなし些か所論を述べたのである。

(一) に就ては豫め斷つた如く市當局に於ける計畫案が完成せざると又一方政治的理由もあつて其内容の公表を秘して居る關係上充分の検討を差控えざるを得なかつたので之は果たし得なかつた。従つて財政的に成立し得るといふ建前の下に行論を(二)に限つた。

(二) に就ては利用度の程度が設立に要する諸犠牲以上なりやの問題も又重要であらうが、之は割愛して主として中央卸賣市場制度をとつた場合在來の各關係者は如何なる立場におかれるかといふ觀點から之に答へた。

即ち要約すれば

(一) 開設者の制限は在來の卸賣市場問屋としては苦痛であらうが、本法の社會政策的建前からして容認さるべき點

(二) 類似市場の取締は各關係者總て利害を同じくする要望なる點

(三) 卸賣人の員數は市場合理化の點からみて大なる問題はなく、むしろ當事者間の善處により解決せらるべき事
(四) 仲買人の員數は本法立法の精神よりみて多數なるを可とする事

(五) 卸賣人の營業方法は公正迅速確實を原則として居る事

(六) 買出入の競賣參加は本法の趣旨を發揮する上必要なる事

(七) 生産者の立場は概して改善される事

(八) 技術的施設として市場の位置等を各方面から考究決定すべき點

等を擧げ、本法の機構の上から重要な關係者の立場を參酌しつゝ之に検討を加へたのである。以上は本法の根本をなす諸問題であるが之等を通して考へた各關係者の立場は既に知つた如く區々である。或場合は利害を共通にして居り、他の場合は相反して居る。結局中央卸賣市場制度を適用するにあつては關係者の立場により多少の利害得失があるであらうが、之等は法の不備に由らざる限り立法の精神即ち社會政策的なもの並に市場合理化の趣旨からして各關係者は其犠牲の或程度迄を容認すべきである。

唯問題は一つある。即ち本法が大都市を其の對象として生れた事から生ずる中都市獨自特殊の諸問題即ち之を適用するにあつて近在荷が旅荷によつて壓迫を受け、若しくは小農業者が出荷不能に陥る如き問題は何等かの對策を講ずる必要があらう。此事は本法による本制度適用に伴ふ當然の歸結とは言へ社會政策的にみて考慮の餘地は大といふべきである。

斯くて問題は次の如くなる。即ち

- (一) 現行中央卸賣市場を中都市的に修正乃至補訂するか若しくは
 - (二) 新たに地方卸賣市場法を公布するか
- の二點に歸する。

後者は豫め斷つた如く此處に問題としない。従つて現行法を中都市的に改廢する事は當面の問題である。

既に述べた如く中都市近郊の農民は多く小農業者である事から之等の生活を奪つて迄配給上都市食料品政策を合理化するは到底なし得ざる處である。要するに本法の趣旨並に内容は従前來説く如く極めて立派であるが、唯中都市へ之を其の儘適用することには如上の無理を生ずるのである。即ち本法に中都市的修正を加へざる限り六大都市に於てこそ或程度の成功を期待し配給の合理化がなされ得ようが他の中小都市に於ては之を希み得ないであらう。